

令和8年度さいたま市市有施設省エネ診断業務 仕様書

1 件 名 令和8年度さいたま市市有施設省エネ診断業務

2 契約期間 契約締結日から令和8年8月31日まで

3 業務の目的

本市では、令和5年度に「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を改定し、公共施設のエネルギー起源 CO₂排出量を令和12年度までに平成25年度比で80%以上削減する目標を定めている。

本業務は、修繕等が予定されている公共施設を対象として省エネ診断を実施し、公共施設の脱炭素化を推進することを目的とする。

4 業務内容

別紙1に掲げる公共施設（以下、「対象施設」という。）について、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 現地調査及びヒアリングの実施

対象施設において、現地調査を行うとともに、施設管理者（施設所管課を含む。）等へのヒアリングを実施すること。

なお、施設の照明設備のLED化については、すべての対象施設において令和8年度に更新予定であるため、本業務における検討は不要とする。

(2) 報告書の作成

市が提供する図面等の資料、並びに現地調査及びヒアリングの結果を踏まえ、対象施設ごとに次に掲げる事項について報告書を作成すること。

ア 省エネルギーに係る運用改善及び取組に関する提案

イ 脱炭素の観点から、費用対効果を踏まえ、修繕工事等の設計時に検討すべき事項

※ 提案にあたっては、導入に伴うコスト（製品については可能な限り3者以上を提案すること）、CO₂削減量及び投資回収年数を明示するとともに、それぞれの算定根拠を示すこと（別紙2参照）。

5 実施体制

(1) 受託者は、技術士、エネルギー管理士等、施設のエネルギー管理に関する専門的知識を有する者を、技術管理者として配置するものとする。

なお、当該技術管理者は、受託者に直接雇用されている者に限らず、協力会社、外部専門家等を含めた体制により確保しても差し支えないものとする。

(2) 受託者は、設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士等、建築物の設計に関する専門的知見を有する者の意見を踏まえた提案が可能となる体制を整備するものとする。

なお、当該専門的知見を有する者については、受託者に直接雇用されている者に限らず、協力会社、外部専門家等を含めた体制により確保しても差し支えないものとする。

- (3) 技術管理者は、業務計画の立案、調査内容の決定、業務の適正な実施の確保その他本業務に関する技術的事項を統括するものとする。
- (4) 現地調査等を実施する場合には、事前に各対象施設へ連絡を行い、当該施設の了承を得ること。
- (5) 現地調査等については、必ず技術管理者が現地に赴いて実施するものとする。

6 成果品

本業務において納品する成果品は、次のとおりとする。

成果品は、紙媒体のファイル綴（A4判）及び電子納品版（CD-R 又は DVD-R）により作成し、施設ごとに取りまとめたものを各1部作成するとともに、すべての施設分を取りまとめた総括版を1部作成し、提出すること。

- (1) 報告書及び報告書作成に用いた資料
- (2) 打合せ・会議記録
- (3) その他、市担当職員が指示する資料

7 人権尊重に関する特記事項

受託者は、本業務の履行にあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮して業務を遂行できるよう努めること。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、「さいたま市業務委託契約基準約款」を遵守すること。
- (2) 本業務の遂行に必要となる消耗品及び交通費等は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、適宜発注者と連絡調整を行い、必要に応じて打合せを実施すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、法令又はさいたま市契約規則に基づき、発注者と受託者が協議の上、これを定めるものとする。

別紙1 対象施設一覧

No.	施設名	所在地	築年数	延床面積 [㎡]	エネルギー使用量 [GJ]
1	馬宮コミュニティセンター（全体）	さいたま市西区大字西遊馬533-1	23	5,270.93	6,533
	馬宮コミュニティセンター			3,696.38	
	馬宮図書館			616.00	
	老人福祉センター馬宮荘			447.55	
	馬宮放課後児童クラブ			66.00	
	馬宮児童センター			445.00	
2	コミュニティセンターいわつき	さいたま市岩槻区本町1丁目10-7	40	2,670.69	1,482
3	大崎むつみの里	さいたま市緑区大字大崎37-1	43	4,380.25	2,984
4	桜消防署	さいたま市桜区田島4丁目1455-1	22	2,037.64	1,896

別紙2 導入に伴うコスト等の算出に関する項目例

No.	項目	備考
1	製品区分	「〇〇型空調機」「高効率給湯器」等、対象となる製品区分を記載すること。
2	数量	実際に当該施設へ導入すべき数量を記載すること。
3	製造者名	原則として3者以上の製造者について記載すること。
4	型番（公共施設型番）	原則として公共施設向け型番を記載すること。
5	金額（単価）	税抜額を記載すること。原則として3者以上の単価を記載すること。なお、実施が困難な場合は、合理的な手法により算出した想定金額を記載すること。
6	採用金額	No.5に記載した金額のうち、最も安価な金額（税抜額）を記載すること。実施が困難な場合は、合理的な手法により算出した想定金額を記載すること。
7	工事費用等	設置に係る工事費用等について、想定金額（税抜額）を記載すること。
8	合計金額	No.6及びNo.7の合計金額を記載すること。税抜額及び税込額の両方を記載すること。
9	電気代等の削減効果	年間の想定削減金額を記載すること（税込額）。
10	投資回収年数	No.8及びNo.9の結果を基に、投資回収年数を算出し記載すること。
11	CO ₂ 削減量	年間のCO ₂ 削減量を記載すること（単位：kg-CO ₂ /年）。
12	根拠資料	算出の根拠とした資料名称、カタログ、参考文献又は関連URL等を記載すること。
13	提案優先度	脱炭素効果及び費用対効果の観点から、以下の4段階で評価し記載すること。 ◎：脱炭素効果が高く、かつ費用対効果も高いもの。 ○：脱炭素効果は低い、費用対効果が高いもの。 △：脱炭素効果は高い、費用対効果が低いもの。 ×：脱炭素効果及び費用対効果のいずれも低いもの。